

ご意見をお寄せください

会津若松河東工業団地及び会津若松徳久工業団地用地取得費の 助成に関する条例を廃止する条例（案）について

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

会津若松河東工業団地及び会津若松徳久工業団地用地取得費の助成に関する条例は、両工業団地の用地を取得した企業に対し、取得費の一部を助成することにより、企業立地を促進し、産業振興と雇用拡大を図ることを目的としたものです。

両工業団地の用地については、全区画の分譲が終了し、用地取得助成金の支払いについても完了、さらには、全区画の企業から操業開始届の提出がなされたことにより、当該条例に係る一連の手続きが完了したことから、これをもって当該条例を廃止しようとするものです。

つきましては、このことについてのご意見（パブリック・コメント）を以下のとおり募集いたします。

■ 意見を提出できる方

- ・市の区域内に住所を有する方
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、団体の方
- ・市の区域内に通勤、通学する方

■ 意見の提出方法

所定の様式（閲覧場所に設置・ホームページから出力）を使用するか、任意の様式に氏名、住所、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記し、直接ご持参いただくか、郵送、FAX、電子メールにより市役所企業立地課までご提出ください。

なお、匿名や電話での意見提出は受け付けできませんので、ご注意ください。

■ 意見の取り扱い

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・提出していただいた書面はお返しできません。
- ・お寄せいただいたご意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

■ 意見の提出先

- ・持 参 市役所栄町第三庁舎 1階 企業立地課
- ・郵 送 〒965-8601 ※住所不要 会津若松市企業立地課 宛
- ・F A X 0242-39-1433
- ・電子メール kigyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

■ 募集期間

令和3年7月1日（木）から 令和3年8月2日（月）まで（必着）

条例案は、企業立地課、北会津・河東支所、各市民センター、市政情報コーナー（本庁）、生涯学習総合センター、市のホームページで見ることができます。

問合せ先 会津若松市企業立地課（電話番号0242-39-1255）